

2022年度
認定社会福祉士対応研修



災害法制(災害救助法等)と支援制度

～西日本豪雨の経験を踏まえて～
生活再建の支援に向けて

日弁連災害復興支援委員会 副委員長
広島県災害復興支援士業連絡会 前会長

弁護士 今田健太郎

第四条 災害救助法

～ 災害直後の支援。ただし、古い法律で現代に適合していない点も。

救助の種類は、次のとおりとする。一 避難所及び応急仮設住宅の供与

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

四 医療及び助産

五 被災者の救出

六 被災した住宅の応急修理

七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの(土砂撤去など)

※ 一般基準と**特別基準**がある。県知事等が国と協議。



水害時の留意点について

- 平成26年広島市豪雨災害
 - 平成30年西日本豪雨災害
 - ~二度の大規模な被災者支援活動を踏まえて
- 令和元年 台風19号による水害
東日本各地に被害をもたらした。
※ 「水害直後 弁護士からの10か条」と題して、被災者の方々へのメッセージを発信。
- ※ 40名に及ぶ災害関連死が発生(西日本豪雨)。
⇒ 生活習慣病、高齢者の方々は特に留意。

水害直後 弁護士からの10か条

- ① 土砂の撤去で無理をしないで。
- ② 通帳や権利証を紛失しても大丈夫。
- ③ 落ち着いたら、自宅の写真撮影を。
- ④ 修理は決して急がず。
- ⑤ お金を払う前に、行政に相談を。
- ⑥ 保険の内容を確認しよう。
- ⑦ 敷地内の物の処分や撤去について。
- ⑧ 収入の目処が立たない方へ。
- ⑨ 税金、医療費の減免や補助について。
- ⑩ 必ずや生活再建は出来ます！

5

日本経済新聞 2019年10月17日 朝刊「春秋」掲載記事

2019. 10. 17

春秋

今田健太郎さん(43)が広島県東広島市で弁護士事務所を開いたとき、ふるさは弁護士がゼロないし一人だけの「ゼロワン地域」だった。相続などの心配ごとがあっても、お年寄りや障害者は遠くに出かけられない。身近な相談者であらうとの思いで市内で開業した。

▼それから11年。広島土砂災害と西日本豪雨の2度の災害を経験し、仕事のかたわら日弁連や広島弁護士会をおして復興支援にかかわってきた。先日は東日本をおそった台風19号の被災者に向け「水害直後」弁護士からの10か条」を交流サイトで発信した。広島で「悔し涙を流すことになった」たくさんの人を知るからだ。

▼たとえば、家の修理はいそがず考えようと呼びかける。災害救助法の応急修理の制度は使うと原則、仮設住宅に入れないためだ。正しい情報を知らずにあとで悔やんだり、こまかい手続きに戸惑ったりしないように、大事なことをわかりやすく、10項目だけ。そのうえで「専門家をたよってほしい」とアドバイスしている。

▼広島では過去の教訓をいかし、弁護士が被災者のもとに向く仕組みもできた。「こんな制度があると一方的に流すだけではだめ。弁護士なら個別の事情に応じて相談にのれる」。かつてのゼロワン地域でいまも被災者の相談をつける今田さんは、10か条をこう締めくくる。「生活再建はできます！ まずはお体を大切に」

6

NHK「あさイチ」 2019年10月23日 放映



今田 健太郎

2019年10月23日 · 🌐

★ 本日、『NHKあさイチ』にて、生活再建に関する様々な制度を、駆け足ながら、紹介させて頂きました。

- 住宅再建（応急修理や生活再建支援金）
- 保険
- 各種税金・料金の減免など（医療費の窓口免除等）
- グル... もっと見る



NHK「あさイチ」 2019年12月16日 放映



今田 健太郎

2019年12月16日 · 🌐

【災害リパースモーゲージ 全国に発信！】（解説記事）

本日のNHK『あさイチ』をご視聴くださった皆様方、ありがとうございました。

- 番組で紹介した『災害リパースモーゲ... もっと見る

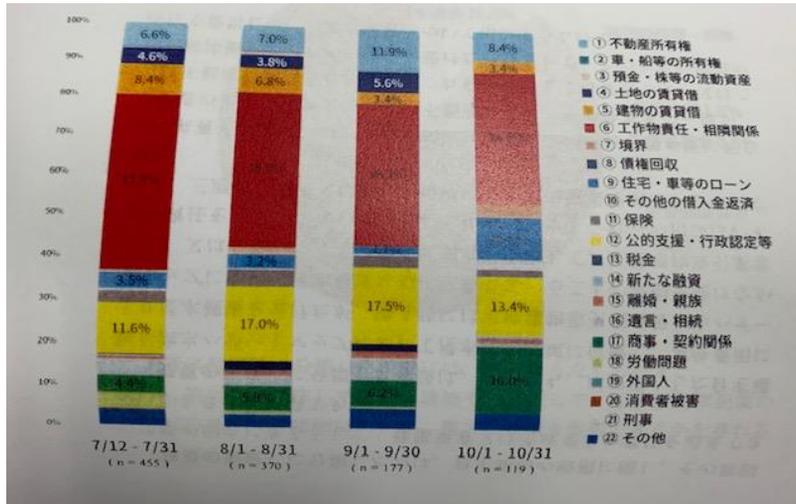


7

1 土砂の撤去で無理をしないで

8

広島県における時期的変化(法律相談分析から)



1 土砂の撤去 ～ 自力は困難

(1) 災害関連死のリスク

土砂は細菌を含んでおり、健康被害をもたらすおそれがある。重量があり、体力低下を招来する。

肉体的・精神的疲労が蓄積する中、無理をして、作業を継続することにより、熱中症などで突然倒れるケースも。

→ まずは、ボランティアや行政の支援を待つよう呼びかけ、災害関連死を防ごう。

→ 土砂撤去する際の服装や注意点など、信頼のできるNPOが発信する情報などを提供することも有益。

SNSなどでも拡散が期待できる。

■ 土砂撤去の支援の仕組み

(1) 災害救助法

第四条 十号(救助につき)前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

災害救助法施行令

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

二号 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

→ 具体的には、**災害救助事務取扱要領** に定めがある。

(2) 廃棄物処理法

事務管理に基づく費用償還の方法も規定されているが、上記と相まって混乱。

(3) 各市町の独自の上乗せ支援策(広島市。平成26年8月の経験から、私有地の土砂撤去。その他、相模原市などでも実施。行政ごとの不均衡。)

(ポイント) 必ず、多めに写真を撮影する。領収書を保管しておく

(4) 実際には、ニーズ調査票などに基づく「ボランティア」派遣による撤去も。

11

2 通帳や権利証の紛失について

12

通帳や権利証の紛失について

- 通帳類の紛失 → 銀行等の窓口へ(本人確認緩和)
- 権利証(不動産登記済証)
- → 必要に応じて、法務局や司法書士へ

- → 窓口へ相談に行った際、住宅ローンの返済などの相談において、自然災害債務整理ガイドラインではなく、条件変更を薦められ、手遅れになることがあるので、被災地会においては、早期に、地元金融機関との協議が必要。

- (現在)コロナ債務整理ガイドラインの救済措置あり!!!

13

3 自宅の写真撮影について

14

自宅の写真撮影の意義

- 1 罹災証明の適正な認定のため
 - 不服がある場合、再調査の際、資料となる。
- 2 保険金の請求のため
 - 現地調査も行われるが、被災直後の写真が重要。
- 3 土砂や廃棄物撤去の費用精算のため
 - 写真と領収書で事後精算が認められる場合もある。
- 4 自宅の修繕(応急修理制度を含む)を検討するため
 - どの範囲の修繕が必要か、被災直後の写真を！
- 5 相隣関係のトラブル防止、紛争時の証拠化のため
 - 流失物、動産類の存在などの証拠化。

15

■ 写真撮影について

これでよいかなと思う3倍程度の写真を撮影しておくべき。
(震災がつなぐ全国ネットワークの記事より引用)

水害にあったときに 国土交通省の防災情報センター
あつな / Via blog.compass.info

まずは写真

1 被害状況を写真に撮る

- 被害の様子が見える写真を撮る
- 家の外をなるべく4方向から、浸水した深さがわかるように撮る
- 室内の被害状況もわかるように撮る

市町村から罹災証明書を取得するときに役立ちます。また、保険金の請求にも必要です。



16

4 修理は決して急がず

17

なぜ、急いではいけないのか。

- 応急修理制度(上限59万5000円。令和元年11月末日現在)を利用すると、原則、仮設住宅に入居することが出来ない。
- ⇒ 一部、運用が変更となったが、リスクがあるので、事前に行政に
- 確認すること！

- 一部しか直せず、壊れたままの自宅に住むことを余儀なくされることも。(やむなく、公費解体で愛着のある家を失った方々もいる)

- 土砂の撤去、業者の手配には時間がかかる。
- 悪質な消費者被害を避ける。
- しっかりと資金計画を立てて、着手することが望ましい。

18

住まいを救う。

【西日本豪雨災害の被災地にて】

70代のご夫婦が来訪されました。

150万円くらいの修繕の見積書を持ってこられて、今日、これで発注しようと思っている、とのことでした。罹災証明は、全壊認定です。その150万円の原資は、火災保険(水災補償)で出たお金、とのことでした。「本当は、お風呂回りとかも、ヒビだらけで冬も寒いので、直したいんじゃないかね。お金がないんよー。」

Q 応急修理(59万5000円)の制度は、利用していますか？

A 役所へ一度行ったけど、説明がよく分からなくて、そのままになっています。申請の書類をもらったような気もするけど。

Q 生活再建支援金(100万円+補修加算100万円)の制度はご存じですか？

A いや、よくわからんねえ。

Q 今後、全壊であれば、義援金が一定金額入ると思うので、それも修理費用に回せるとお思いますよ。

A この前、5万円もらったので、もうそれで終わりかと思っておりました。

Q 直した建物は、将来どうするんですか？

A 子どもらは、いらないから解体してほしいと言っているし、残されても困らしいんです。

Q もし、子どもらに不動産を残さないなら、災害リバースモーゲージの制度も活用できると思いますよ。

A 初めて聞いたけど、私らに使えるんかねえ。

★ もう一度、業者さんと相談してみることになりました。笑顔が戻ったような、明るい口調になって、「今日来てよかった。」と何度も言って頂きました。制度はあっても、知らないと使えないという現状があります。

住宅の修理・再築・購入について（生活再建の中心）

【ポイント】

※ 世帯ごとに応じた提案が必要（アウトリーチの必要性）

【給付資金】

- ① 保険金
- ② 応急修理（災害救助法）
- ③ 義援金（自治体の上乗せ支援を含む）
- ④ 被災者生活再建支援金

【借入資金】

- ① 災害援護貸付金、福祉系貸付金
- ② 災害リバースモーゲージほか

【減免型】

- ① 自然災害債務整理ガイドライン
- ② 私的任意整理、民事再生、破産
- ③ 公的支援（税金等の減免（特に、**雑損控除**に注意）、医療費免除、教育費用の支援など）

住宅の修理・再築・購入について

- ① 保険金での修繕(水災補償付きの火災保険について確認)
- ② 災害救助法の応急修理制度(仮設入居要件を失う→ 全体の計画を)
 - 半壊以上 最大59万5000円
 - 一部損壊 最大30万円(上乗せ支援のケースあり 例:千葉20万)

※ 「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされているが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となる。

※ 台風の被害と直接関係ある修理のみが対象。内装、家電に関するものは対象外。

※ 必ず自治体の窓口で申し出ること。工事費は、直接自治体から業者へ支払われる。

※ 名簿に載っていない業者の場合、追加指定できないかどうか打診。

※ ただし、修理業者の手配、工事の実施には、時間がかかるケースも。

※ 借家人の場合であっても、条件次第では可能な場合も。

仮設住宅について

(1) 仮設住宅の供与期間

→ 建築基準法の規定 2年 (広島の場合)

みなし仮設住宅にも適用があるとするのは、理論的ではないが。

特定非常災害の指定との関係 ~ 法律上、延長可能。

同一被害、同一救済の観点からどうか。

コミュニティ維持の観点、復興まちづくりの観点からはどうか。

(2) 平時にこそ、行政と協議できないか

避難所の運営や、公費解体の期限、義援金の配分等。

特別基準の適用など、平時から、自治体と協議できることはある。

義援金について(西日本豪雨 平成30年7月7日発生)

- 義援金配分委員会が決定。別途、自治体ごとの見舞金。
- 第1次 お見舞い金程度(5~10万円) 8.7(西日本)
- 第2次 罹災証明の程度に応じて支給(約3~4か月後) 10.12(西日本)
- 第3次 翌2月に支給決定

被害区分	配分金額 (A)	第1次配分額 (B)	第2次配分額 (C)	第3次配分額 (D)	第4次配分額 (E=A-B-C-D)	
人的被害	亡くなられた方 行方不明の方	250万円	5万円	175万円	50万円	20万円
	重傷者 (災害により受傷し、1か月以上の治療を要した方)	125万円		85万円	25万円	10万円
住家被害	全壊	250万円		175万円	50万円	20万円
	半壊(大規模半壊を含む)	125万円		85万円	25万円	10万円
	一部損壊(破損)	50万円	31万円	10万円	4万円	
	床上浸水	25万円	13万円	5万円	2万円	

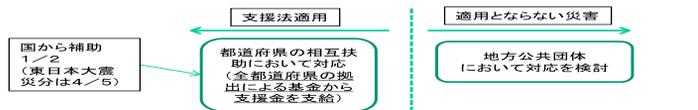
※ 配分金額から第1次から第3次配分までの合計額を差し引いた額が第4次配分額です。

※ 1.06被害と住家被害の両方を兼ねた場合は、それぞれ取り扱うことができます。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

1.0世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等(別添参照)

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※: 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

住宅の被害程度	本額		長期避難 (3.③に該当)	大規模半壊 (3.④に該当)
	(3.①に該当)	(3.②に該当)		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※: 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から15月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

注: 中規模半壊にも支援金あり(改正)

借入金について

- (1) 災害援護資金貸付（最大350万円。所得制限あり。HPを確認）
- 災害救助法適用地域。
 - 3年～5年の償還猶予期間あり。要保証人。
 - 例) 西日本豪雨。倉敷市→ 年3%の利息補助。
- (2) 生活福祉資金（最大150万円。詳細な要件は、各自治体のHP確認）
- 各自治体の社協に相談。
- (3) 災害リバースモーゲージ（住宅金融支援機構）修理にも再築にも！！
- 不動産担保ローン。
 - 義援金の少ない災害などについては、切り札となる可能性がある。
 - 各民間の金融機関でも商品あり。
 - ※ 自治体の支援があるケースも。倉敷市では、利子の半額補助。

シニア向け災害リバースモーゲージの特徴

★誰が利用できるの？

60歳以上(申込時)の方で、住宅被害の「罹災証明」を受けている方。土地と建物に、第一順位の抵当権を付ける条件。

★半壊以下でも利用できるの？

一部損壊でも利用できます。床上浸水などであっても、居住のために修繕が必要と判断される場合には利用できる。

★月々の返済額の目安は？

300万円の借入で、月額約5000円。600万円の借入で約1万円です。賃貸住宅を借りるより、はるかに安いです。

★なぜ月々の返済額が低額なの？

高齢者向け特例の場合、申込者がお亡くなりになるまで、利息だけの支払いでよいからです。年約2%の利息のみを、月々返済します。

★夫婦で申し込んだ場合は？

申込時、夫婦ともに60歳以上であれば、お二人ともお亡くなりになるまで、利息のみの支払いで大丈夫です。一人になっても住み続けることが出来ます。

★元金はどうやって支払うの？

- ① 申込者が亡くなったとき、原則、土地と家を売却して、元金を返済します。
- ② このとき、売却代金が、債務額を上回った際には、相続人に余ったお金が渡されます。
- ③ 売却代金が残債務額に足りない場合、相続人には不足分を請求しない(免除相当)という仕組みになっています。

★不動産を残すことは可能でしょうか？

相続人が希望すれば、残債務を支払って取得することは可能です。現時点では、一括返済が前提です。

★繰り上げ償還は可能ですか？

可能です。義援金や生活再建支援金の受給状況により、検討してみてください。

★保証人は必要ですか？

不要です。

★修理しか使えないの？

建物の新築や、中古建物の購入にも使えますが、条件は確認してください。

★問題点は？

不動産の評価によっては、期待していた融資額が、全額借り入れられるとは限りません。

→ 夫婦の一方が、60歳未満の場合には、60歳以上で申し込んだ方がお亡くなりになったときに、返済を求められる可能性があります。

→ 金利の情勢によっては、他の制度のほうが、結果的な総返済額は少なくなる可能性があります(わずかではあります)。

★どのような方が、利用に適していますか

- ▶ ★ 息子や娘は、別に世帯を持っており、特に、戻ってくる予定のない方にとっては、使い勝手はよいです。
- ▶ ★ また、仮設や民間住宅へ入るよりも、空き家対策の効果もあります。
- ▶ ★ 住み慣れた地域に戻ることで、孤立などを防ぐというメリットもあります。

▶ → 西日本豪雨のときも、各種メディアや、Facebook等で発信しています。

★ 低金利で、子どもたちが申し込む(親孝行ローン)、リバースモーゲージもあります。財産を残す方はこちらの検討も。

例) 資金シミュレーション

• 例1 修理費用 600万円 (大規模半壊)

(資金) 応急修理制度 約60万円
生活再建支援金 150万円
義援金 100万円
(借入) 300万円 → 月額約4500円返済。

• 例2 修理費用 500万円 (一部損壊)

(資金) 応急修理制度 30万円 (千葉50万)
義援金 50万円
預貯金 20万円
(借入) 400万円 → 月額約6000円返済。

• 例3 建物再築 1500万円 (全壊)

(収入) 保険金 500万円
預貯金 50万円
生活再建支援金 300万円
義援金 150万円
(借入) 500万円 → 月額約7500円返済。



5 お金を払う前に行政に相談を

29

事前に申請を要する理由

- 1 応急修理制度（災害救助法）
原則、自治体に相談せず、勝手に施工した場合には、後から費用請求できないケースも多い。また、修繕箇所の確認も。
- 2 土砂・廃棄物撤去等に関する事後精算の制度
環境省のスキームであれば、事後精算が可能な場合もあるが、その方法や手順、必要書類については確認しておかないと、請求できない場合も。
- 3 その他、自治体独自の上乗せ制度がある場合もあるので、要確認。
- 4 修理するまでの間、公営住宅などを一次的に供与してくれるケースもある。また、仮設住宅の見込みなども参考になる場合も。

6 保険の内容を確認しておこう

31

- ★ 近時の住宅保険には、火災保険に水災の補償が付いているものが多い。

家財保険による補填も考えられる。

- ★ 自分名義でなく、親族が契約している場合もあるので、家族間での確認が必要。証券を紛失しても請求できる。

- ★ 自動車保険も同様。

保険会社が分からなくなったときや、契約内容を確認したい場合には、損保協会の照会センター

0120-501331（ただし、災害救助法適用地域に限っていることが多い）

を案内するとよい。

注）地震による水害（津波等を含む）の場合には、地震保険の付保を要する。

7 敷地内の動産処分、相隣関係

33

敷地内に流入してきた、土砂や廃棄物、動産類の扱いについて

(1) 所有者が分かっている場合

- 任意に返還。受領拒否、廃棄処分を依頼された場合、現実問題としては話し合いをするほかない。
 - 実際に災害の場では難しい。不可抗力（予見可能性がないような場合）の場合には、
災害ADR（弁護士会が設置する仲裁センター）などによる協議も。
- ※ 民有地の土砂、廃棄物であっても、行政が撤去するケースあり。

(2) 所有者が不明な場合

- 明らかに無価値物である場合、処分したとしても、損害賠償の対象とはなりにくい。（写真撮影を推奨）。
- アルバム、位牌等、属人的要素が強い動産類は、当面の間、保管しておくようアドバイス。

8 雇用関係 9 各種補助制度等

35

雇用関係（事業者再生等）

個人の再建と、地域（事業者・コミュニティの維持）とは、復興の両輪。

【雇用関係について】

ノーワーク、ノーペイの原則だが。。。

ただし、雇用保険の失業給付の制度や、雇用関係調整助成金の制度などの組み合わせなどにより、救済を図ることが可能なケースもありうる。

→ ハローワークへの相談や、中小企業庁などへの相談を推奨すべき。

事業者の支援を！

- ※ 西日本豪雨災害では、個人ばかりを追っていて、あまり、事業者に対する弁護士による支援が出来なかった。
- ※ **グループ補助金**
 - おおむね、1年以内の申請（延長ある場合も）
 - 地域において、原則2事業者以上で申し込み。商工会に相談すべし。
 - 詳しい行政書士もいるが、弁護士が関与するのが望ましい。
 - 施設の復旧などに、4分の3の国費が投入される。
 - 残りは、つなぎ融資などの制度がある。
 - 所有者が同意しない賃借事業人などの場合、販路拡大補助金などを利用することも要検討。
- ※ **農家などの支援**については、農地復旧などの制度があります。
（例：常総水害のときには、翌年に、作付け開始が出来た）

各種補助制度、減免制度について

【ポイント】

- ※ 各自治体ごとに異なる制度もあるので、必ずHPをチェックすること！
 - ※ その場で分からないことも多いので、自治体へ行くよう、誘導する。
- (1) 固定資産税の等の減免（おおむね2～3年程度）
 - 復興まちづくりにも影響する（資産価値が下がることに抵抗する方も）
 - (2) **医療費の減免（救助法適用地域）**
 - (3) 水道光熱費の特例、教育資金等の援助
 - (4) NHK等の公共料金の減免
 - (5) **雑損控除**
 - あまり知られていないが、ぜひ、案内を！
 - 給与所得者も、事業所得者も申告すれば、所得税の減額が可能となるケースが多い。原則：取得価格と、現存価値の差額で計算される。
 - 大きければ、数十万になることも。
 - 相談窓口は、**各地の税務署、税理士会**など。

実際に事例で検討してみよう！

- 静岡県弁護士会 永野海弁護士提供



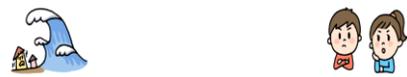
39

本日のお題



静岡市の海沿いに60代の夫婦が住んでいました。ご存じのように、昨日、南海トラフ地震が発生。夫婦はいま避難所で生活してます。築40年の持家（土地評価1000万円）のローンはないけど、生活はぎりぎり。

津波は家の直前でとまったけど、自宅は揺れで半壊。建物の修理には800万円かかるといわれました。長年がんばって貯めた預金が800万円あります。



静岡市の海沿いに60代の夫婦が住んでいました。ご存じのように、昨日、南海トラフ地震が発生。夫婦はいま避難所で生活しています。築40年の持家(土地価値1000万円)のローンはないけど、生活はぎりぎり。津波は家の直前でとまったけど、自宅は揺れて半壊。建物の修理には800万円かかるといわれました。長年がんばって貯めた預金が800万円あります。

夫婦にどんなアドバイス？

- ① いまの土地を離れる？ 離れない？
- ② 半壊の家は、修理？再築？転居？購入？賃貸？長女と同居？
- ③ もらえる支援金はいくら？借りられる金額はいくら？



先祖代々、この港町で暮らしています。漁師を引退したあと、港にある仲間の店のバイトで7万円もらってます。どうせ100年は津波こないの、今後も仕事も仲間もいる、この先祖代々の土地で暮らしたいです



私はあの地震と津波以来、余震がくるたびにトラウマで避難所でも眠れません。安心できる場所で過ごしたいし、歳も歳なので、今後は便利な場所で暮らしたいです。夫婦の年金は月18万円です。長女は東京で一人暮らしです。

<p>住まいカード</p> <p>壊れた自宅 別荘の建修 別荘の建て直し 災害公営住宅 退避所 便利な生活</p> <p>生活再建カード</p> <p>災害援護資金貸付 仮設住宅</p>	そのカードから得られる金額	万円	万円	万円	100万円	万円	① 万円	<p>LSカード</p> <p>近所の友人・地域 住み慣れた自宅 安心な家 家族の意向 老後も安心</p>					
	災害直後	この時の生活場所	使える支援制度のカードをラッグしてこのスペースにどんどん貼り付け				↑金額は直接申請の中に書き込めます		ライフスタイル(LS)カード(1枚目) ↓ 右側のカードをラッグしてここに貼り付け				
	数か月後	この時の生活場所	仮設住宅カードや左側のカードを貼り付け				② 万円		ライフスタイル(LS)カード(2枚目) ↓ 右側のカードをラッグしてここに貼り付け				
	その後	最終的な住まい	カードおいても直接記入してもOK				③ 万円		④ 当初の貯金 ①-④の合計額を記入 最終合計 万円				
		災害	自治体の救済	火災(地震)保険・共済	応急修理制	公費	加算	ボランティア	福祉支援	雑損控除	災害公営住宅	被災ローン減免制度	災害

10 生活再建は必ず出来ます！

43

生活再建について

士業（法律）や福祉専門職だからこそ、専門性を発揮できる分野があります。

- 被災者の方々に、専門家を頼っていただく（受援力）
- 「分からない状態で無理をしない」ことを強調。
- 周りと比べて焦らない。個別の世帯ごとに事情が異なる。

まずは、お体を大切に。

Facebookなどで、平時より、支援情報を発信しています。

災害前から課題を抱えていた世帯が、災害を機に、問題が顕在化。

※ 士業（専門家）同士の連携強化を。

福祉職：日頃から地域に密着しており、災害弱者の情報などを共有している。

全国の災害復興支援専門家団体

各地の団体

- ・ 阪神淡路まちづくり支援機構
- ・ 東京都まちづくり支援機構
- ・ 宮城県災害復興支援士業連絡会
- ・ 静岡県災害対策士業連絡会
- ・ 神奈川県大規模災害対策士業連絡会
- ・ 札幌地域災害復興支援士業連絡会

近時、他の地域においても、連携する動きがみられる。

広島の特徴は？

- ・ 15団体の加入があること
- ・ 福祉系の士業が加入していること
- ・ 法テラスが事務局機能を担っていること



広島県災害復興支援士業連絡会

1 法律系

弁護士、司法書士、不動産鑑定士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、中小企業診断士、海事代理士

2 技術系

技術士、建築士



3 福祉系

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

4 その他 法テラス広島 さらに、J-RAT(医療・リハビリ)

※ 2021年5月15日 全国災害復興支援士業連絡会 設立

VC・運営スタッフ派遣

H30.7.9 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議
H30.7.10～8.31

- 安芸区ボランティアセンター 183人
- 安佐北区ボランティアセンター 36人
- 南区ボランティアセンター 42人
- ボランティアセンター本部 40人

派遣延べ人数



301名

7月12日中国新聞朝刊



現場での相談対応

日程	場所	連携先
8/18	矢野南小学校	広島市
8/19	熊野町民体育館	広島県
8/26	三原市本郷生涯学習センター	広島県
9/7	呉市安浦町づくりセンター	広島県
9/8	矢野区矢野公民館	NPO
9/16	坂町 小屋浦西昭寺	NPO
9/21	坂町役場	広島県
10/2	坂町役場	広島県
10/9	坂町役場	広島県

派遣延べ人数 48名

ポイント

- 複数士業による相談対応のメリット
= 心理的・技術的・法的な、相談者のいろいろな相談事にその場で対応できる
- 行政と連携するメリット
= 近くの避難所の訪問が、スムーズに実施可能
- 広報が重要
 - ・ 放送を流してもらう
 - ・ 回覧板で、実施のお知らせを回してもらう。
- 避難所訪問は迅速性が大切

11月9日 中田新聞

市水道局

16日に被災者向け無料相談会

西日本豪雨の被災者を対象に、**16日**に無料の相談会が16日、坂町小尾浦の西昭寺である。公的な被災支援制度や受け取れるお金、適切な修繕方法などについて、専門家が助言する。

午後4時～5時。事前の申し込みは不要。被災地支援をするNPO法人やボランティア団体でつくる「震災がつなぐ全国ネットワーク」(名古屋)の提案を受け、地元の小尾浦地区住民福祉協議会が開催。県災害復興支援士業連絡会(事務局・日本司法支援センター広島地方事務所)「法ラス広島」などが協力する。

問い合わせは、震災がつなぐ全国ネットワーク瀬政良太さん(0800)4233(0)3035。

坂の西昭寺 弁護士・建築士が助言

も学ん 弁護士や建築士、工務店関係者たちが参加。個別の被災状況も踏まえた上で、家屋の再建で利用できる支援制度や手続きの方法、大まかな必要経費などについて質問に応じる。税金の減免、農業や商業に関する悩みの9割も受け付ける。

5年か
この9
を備、

141516
金土日
8:00
10:50

行先 便 発時
札幌 1271 8:00
3403 10:50

社名
全日

12日午後6時現在

座席ガイド

<広島空港路>

安芸区役所・相談担当派遣

H30.7.12 広島市危機管理課から架電
2時間後に相談員派遣開始

H30.7.12～8.31 毎日派遣

H30.9.1～9.14 平日派遣
弁護士・司法書士・行政書士が対応

派遣延べ人数 224名

ポイント

- ・行政窓口 = 被災者に近いところでの相談
- ・行政と二人一組の相談対応
= 被災者が抱えている問題は一つではない
= 良好な役割分担
- ・被災者のニーズ

家に土砂「撤去費は誰が…」被災各
2018年8月2日22時38分 朝日新聞デジタル2018年8月2日



広島県・広島県地域支えあいセンターと協定締結

平成30年10月30日

被災者の見守り・相談支援業務に関する協定締結

- 個別相談
- 集合相談
- 講師派遣



協定締結式写真



中建日報 平成30年11月2日



中国新聞 平成30年12月25日

いのちを守る 被災者支援「広島モデル」確立へ

検証 西日本豪雨



涙が笑顔に変化

「みなし仮設」の孤立を防止

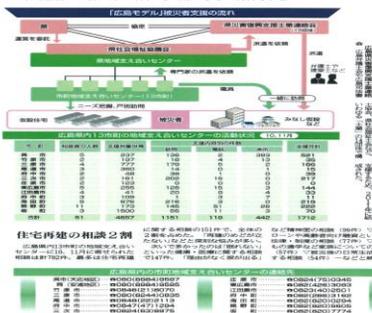
熊野町センターの訪問に同行

被災者主導の復興 重要に

被災者主導の復興が重要に

「13市町に支えあいセンター」
「保健師 弁護士らが各戸訪問」

西日本豪雨で広域が被害を受けた広島県で、自治体が被災者支援の拠り所となり、被災者一人ひとりに寄り添う体制を整えている。被災者一人ひとりに寄り添う体制を整えている。被災者一人ひとりに寄り添う体制を整えている。



市町	支えあいセンター	開設時期
広島市	広島市被災者支援センター	平成29年
広島県	広島県被災者支援センター	平成29年
熊野町	熊野町被災者支援センター	平成29年
...

実績一例

11月16日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
11月24日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
11月30日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
12月8日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
12月22日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
1月11日	『被災者支援に関する各種制度を学ぶ』 講義2時間の講師(第20回)
1月12日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
1月19日	坂町地域支え合いセンター たかね荘こやうら
1月26日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
2月2日	坂町地域支え合いセンター たかね荘こやうら
2月9日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
2月9日	江田島市地域支え合いセンター
2月16日	(大原ハイツ支援にも関連して) 熊野町地域支え合いセンター
2月23日	坂町地域支え合いセンター 坂町役場
4月～6月	(大原ハイツ支援にも関連して) 熊野町地域支え合いセンター(予定)

まちづくり支援(西日本豪雨)

大原ハイツ復興の会

- 意見集約
アンケート
会議へのオブザーバー参加
- 大原ハイツ防災勉強会
- 生活再建等の相談会



平成30年11月19日
中国新聞記事



2022年3月7日
広島県と士業連絡会とで協定締結



協定の特徴～是非、活用を！

防災まちづくり・災害復興への
専門家派遣に関する協定

ここが
ポイント

(令和4年3月1日 広島県災害復興支援士業連絡会)

全国先駆け

- 1 防災・減災の観点から専門家を活用する仕組みを構築
- 2 今後発生しうる、広島県内すべての地域での災害に適用
- 3 医療系も加わり、災害関連死を防止する取組みを推進

防災・減災の観点から専門家を活用する仕組みを構築

協定第二条

- 1 被災者の心身の健康確保、生活再建に向けた相談対応（法律・福祉・技術）
- 2 防災・減災活動を支援するアドバイザー派遣（自主防災組織、NPO・NDF等）
- 3 県内市町、社協、関係機関職員に対する防災・減災研修等への講師派遣
- 4 災害復興まちづくり支援

相談対応

+

防災・減災
の観点から専門家を活用

+

復興まちづくりに
専門家のアドバイスを入れ、
災害に強い地域社会を実現

今後発生しうる、広島県内すべての地域での災害に適用

今後災害が発生した場合、速やかに、広島県内のすべての地域に対し、専門家を派遣する仕組みが整ったことにより、生活再建や地域再生を後押しするモデルが構築された。

医療系も加わり、災害関連死を防止する取組みを推進

法律系・技術系・福祉系に加え、医療系の広島災害リハビリテーション推進協議会（広島J.R.A.T）も参加。災害関連死を防止する取組みを推進する。

広島県
災害復興支援
士業連絡会

全国 16 団体が参加

全国初 医療系団体（広島JRAT）が参加

おわりに

【平時の備えこそ重要】

→ いくら準備しても想定外のことは発生するが、準備していたことは実行できる。

→ 各専門家領域の垣根、各団体の性質、地域などを越えて、日頃より、どれだけ連携していく準備ができるか。

例) 東日本大震災における避難(請戸小学校など)